

市民税・県民税の特別徴収にかかる納期の特例について

《納期の特例の概要》

特別徴収税額は、原則として年12回の納期に分けて納めなければなりません。給与の支払いを受ける者の人数が**常時10人未満**である特別徴収義務者は、「市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」を提出して承認を受けることにより、納期を年2回にまとめて納めることができる特例があります。

※「常時10人未満」とは給与の支払いを受ける者の総人数であり、四国中央市在住以外で支払いを受ける者も含まれます。ただし、多忙な時期等に臨時に雇い入れた者があるような場合には、常時の雇用ではないため人数に含まれません。

《納期限》

6月分から11月分	12月10日納期限
12月分から翌年5月分	6月10日納期限

※納期限が土日・祝日の場合は、次の平日が納期限となります。

《年度途中で納期の特例が適用された場合の納期限》

(例) 9月に申請をし、承認を受けた場合

⇒ 8月分までは通常の納期限で、9月分から特例が適用されます。

- ・ 6～8月分 : それぞれ翌月10日納期限
- ・ 9～11月分 : 12月10日納期限
- ・ 12～5月分 : 6月10日納期限

《留意事項》

- 1 納期の特例にかかる申請をされても、次のような場合には承認されないことがあります。
 - (1) 滞納したり、納入遅延がある場合
 - (2) 申請書の提出日以前1年以内に納期の特例についての承認の取消通知を受けている場合
- 2 納期の特例承認後、給与の支払いを受ける者の人数が常時10人以上となった場合は、「市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例要件欠格届出書」を下記へ提出してください。

※納期の特例承認後も、退職等の異動が生じた場合には「給与支払報告書・特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」を提出する必要があります。

【提出先・問い合わせ先】

〒799-0497 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号
四国中央市役所 税務課 市民税係 ☎0896-28-6009